

今年1月から社会保険庁が廃止となり、新たに日本年金機構が公的年金業務を行っています。

それに伴い、社会保険事務所は「年金事務所」と名称を変更し、届出や申請の受け付けや、年金相談などの窓口として引き続き従来どおりのご利用をいただいております。  
「年金事務所」は、社会保険事務所の建物をそのまま使用しておりますので所在地に変更はありません。

## 新成人の皆さんへ： 国民年金の手続きを お忘れなく

成人式を迎えられた皆さん、おめでとございます。  
国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金が受給できるよう、思いがけない人生の「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。  
20歳になると、まず年金手

帳と納付案内書が送られてきます。(20歳の時点でお勤めされ、厚生年金・共済組合などに既に加入されている方や、その配偶者として扶養されている場合を除きます。)

その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社へ就職するときなど一生使いまますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生の皆さんにも保険料(月額14,660円/平成21年度)の納付が義務付けられていますが、「学生納付特例制度」をご利用いただくと、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方には、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、黒潮町役場・国民年金担当窓口にて受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。この届出も納付もされないままになりますと、万一の事故などで、障がい者

になった時でも、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

## 「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される、老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。公的年金などの支払者(社会保険庁・各共済組合など)は、所得税が老齢年金などから徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方全員に「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに送付することとなっています。

この「源泉徴収票」には、平成21年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた国保・介護保険料などの金額、源泉徴収税額および控除内容などが記載されています。

二つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出して

いる方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、税務署に確定申告を行うことになっています。「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。  
万が一紛失された場合は、幡多年金事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

○お問い合わせ

大方総合支所  
住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所  
総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構  
幡多年金事務所

☎ 34-1616



## 毎年2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、歴史上、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

## 「四島(しま)返還 日口の明日を ひらく鍵」

(平成21年度北方領土返還要求運動に関する標語最優秀作品)

内閣府 (<http://www8.cao.go.jp/hoppo/>) 高知県文化生活部 文化・国際課 ☎088-823-9605